

共済契約者代理制度実施規則

令和4年11月1日

第1条（趣旨）

愛知県共済生活協同組合（以下「組合」という。）が運営する組合の定款第3条第1項に定める事業（以下「共済事業」という。）に係る契約（以下「共済契約」という。）の成立、履行および終了については、生命共済事業規約、交通災害保障共済事業規約および火災共済事業規約ならびに生命共済事業実施規則、交通災害保障共済事業実施規則および火災共済事業実施規則（以下「規約等」という。）に定めるもののほか、共済契約者代理制度実施規則（以下「規則」という。）に定めるところによる。

第2条（目的）

共済事業に係る共済契約者が、第3条に定める手続きができない事情があるときは、共済契約者代理制度（以下「制度」という。）により、あらかじめ指定された共済契約者代理人が共済契約者に代わって当該手続きをすることができる。ただし、共済契約者が自ら手続きをできないと組合が認めた場合に限る。

第3条（制度の対象となる手続き）

共済契約者代理人が行うことのできる手続き（以下「代理対象手続き」という。）は、次に定めるところによる。

- 規約等および制度に定める共済契約者が行うことのできる手続きとする。この場合、共済契約者と共済金受取人が同一人である場合における共済金受取人が行うことのできる手続きを含む。
- 前号にかかわらず、次に定める手続きを除く。
 - 共済金受取人の変更手続き

- 共済掛金払込中ではない共済契約における共済契約者の変更手続き
- 告知を要する手続き
- 共済契約者代理人の変更手続き
- 共済契約者、被共済者および共済金受取人が同一人である場合における被共済者が行うことのできる共済金等の請求手続き

第4条（制度の提供）

共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、制度を利用することができる。
2. 共済契約者が制度を利用するときは、日本国内に住所を有し、かつ以下のいずれかに該当する1人を、共済契約者代理人として指定することを要する。

(1) 次の範囲内の者

- 共済契約者の戸籍上の配偶者
- 共済契約者の直系血族
- 共済契約者の兄弟姉妹
- 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にしている共済契約者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者。ただし、組合所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、共済契約者のために代理対象手続きを行うべき適当な理由があると組合が認める者に限る。

- 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にしている前号④に掲げる以外の者
- 共済契約者の療養看護に努め、または共済契約者の財産管理を行っている者
- その他前①から②に掲げる者と同等の特別な事情がある者

3. 制度の効力は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約者代理人を指定した時点から開始する。
4. 共済契約締結後に制度を提供したときは、組合は、その旨を共済契約者に通知する。

第5条（共済契約者代理人による代理対象手続き）

共済契約者に次のいずれかの事情があるため、共済契約者が自ら手続きを行うことができないと組合が認めたときは、共済契約者があらかじめ指定した共済契約者代理人が共済契約者に代わって当該手続きを行うことができる。

- (1) 傷害または疾病により、手続きの意思表示ができないこと
 - (2) 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
 - (3) その他前2号に準じた状態であること
2. 共済契約者代理人が前項の代理対象手続きを行う時においても、第4条第2項に該当することを要する。
 3. 共済契約者代理人は、代理対象手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを要する。
 - (1) 共済契約者が手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
 - (2) その他組合が定める書類
 4. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、共済契約者代理人は代理対象手続きを行うことができない。
 - (1) 共済契約者について成年後見制度を利用したとき
 - (2) 共済契約者代理人が故意に共済金の支払事由を生じさせたとき
 - (3) 共済契約者代理人が故意に共済契約者を第1項第1号または第3号に定める状態に該当させたとき
 5. 第3項の代理対象手続きに際して、前項の事由に該当する可能性がある場合は、規約等に定める共済金の支払いの時期に関する規定における共済金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合の取扱いに準じるものとする。
 6. 前項または規約等に定める事項の確認に際し、共済契約者代理人が、正当な理由なくそ

の確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、組合は、これによりその事項の確認が遅延した期間についての遅滞の責任を負わない。

7. 代理対象手続きを行うことにより、金銭が共済契約者代理人に支払われた場合には、その支払い後に、支払いの理由を同一とする金銭の支払い請求を受けても組合はこれを支払わない。
8. 共済契約者が第1項各号に定める状態に該当した後、共済契約者からの手続きにより、共済契約者が第1項各号に定める状態にないことを組合が認めたときは、それ以後再度第1項各号に定める状態に該当するまでは、共済契約者代理人は本条に基づく手続きを行うことはできない。

第6条（共済契約者代理人による同意）

制度が提供されている共済契約の共済契約者がこの共済契約または他の共済契約の被共済者と同一人である場合で、被共済者として次のいずれかの支払いを受けたときは、共済契約者は、以後の共済契約者が行う手続きに際して共済契約者代理人の同意を得ることを要する。ただし、同意を得られない特別な事情があると組合が認めたときを除く。

- (1) 認知症または軽度認知障害に該当することを支払理由とする共済金等の支払い
- (2) 器質性認知障害に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当することを支払理由とする共済金等の支払い

第7条（制度の消滅）

次のいずれかのときは、制度は消滅する。

- (1) 第5条第4項第1号に該当したとき
 - (2) 共済契約者が死亡したとき
 - (3) 共済契約者が変更されたとき
 - (4) 共済契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき
2. 前項第4号に該当した場合には、すみやかに、組合に通知するものとする。

第8条（共済契約者代理人の変更）

共済契約者は、組合の承諾を得て、共済契約者代理人を変更することができる。

第9条（告知義務違反による解除等の通知）

共済契約に制度が提供されている場合において、共済契約または共済契約に提供されている制度の告知義務違反による解除および重大事由等による解除について、共済契約者の住所不明等の正当な理由により共済契約者に通知できないときは、規約等または共済契約に提供されている制度に定める通知先のほか、共済契約者代理人に通知することがある。

第10条（制度の解約）

共済契約者は、いつでも将来に向かって、制度を解約することができる。

第11条（規約等の準用）

制度に別段の定めのないときは、規約等を準用する。

付則

- 1 この規則の施行日は、令和4年11月1日とする。
- 2 この規則の変更及び廃止は、理事会の決議を経るものとする。